

平成 26 年 5 月 7 日
国土政策局特別地域振興官

奄美群島振興開発基本方針について

本日付で、別添のとおり、奄美群島振興開発基本方針を定めましたのでお知らせいたします。

なお、本件に関する内容につきましては、国土交通省ホームページ「奄美群島振興開発基本方針」(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chitok/crd_amaoga_tk_000003.html)にて別途公表しています。

記

1. 経緯

今国会における奄美群島振興開発特別措置法の延長・改正に伴い、新たに同法に基づく奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する必要が生じたことから、主務大臣は、奄美群島振興開発審議会での審議及び関係行政機関の長との協議を行い、これらの結果が揃ったため、本日をもって基本方針の策定を行いました。

主務大臣：国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣の7大臣

2. 基本方針（H26～H30）のポイント

- ・法の目的に「定住の促進」を加えたことに伴う記述の追加。
- ・新たに創設した奄美群島振興交付金、産業振興促進計画認定制度等の振興開発への活用に関する記述の追加。
- ・世界自然遺産国内候補地としての取り組みの推進・強化に関する記述の追加。

3. 今後の予定

鹿児島県において、本基本方針に基づいて、奄美群島振興開発計画の策定を行う予定です。

4. 別添資料

資料1：奄美群島振興開発基本方針（概要）

資料2：奄美群島振興開発基本方針（本文）

【お問い合わせ先】

国土交通省 国土政策局 特別地域振興官付 笠間、手島
代表：03-5253-8111（内線 29-712, 29-714）
直通：03-5253-8423
FAX：03-5253-1595